

## IFRSをめぐる動向 第46回 金融資産と金融負債の分類および測定の見直し概要の要約 (2012年7月までの仮決定の内容)

### I. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会 (IASB) の月次会議等での討議内容に基づき、最新のIFRSをめぐる動向を伝えることを目的としています。IASBは金融資産と金融負債の分類および測定に関する一部の項目について審議を再開しており、IASBと米国財務会計基準審議会 (FASB) (「両審議会」) との共同プロジェクトとして審議されています。2012年7月の審議会をもって、IASBにおける技術的な審議は終了することとなり、今後、公開草案の起草に向けての作業が予定されています。今回はこれまでの仮決定の内容をまとめる形で解説いたします。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

### II. 2012年7月までの測定と分類の見直しの概要

2012年1月、IASBとFASBは共同で金融商品の分類と測定につき、重要な差異をなくすために、以下の項目を共同で審議することに合意し、技術的な審議は7月時点で終了しております。

- ・金融資産の契約キャッシュ・フロー特性
- ・金融資産の区分処理の要否および区分処理を採用する場合の区分処理の要件
- ・第3の分類区分の要件および範囲(負債性金融資産に対するその他の包括利益を通じた公正価値測定 (FVTOCI))
- ・その他の上記に関連する論点(開示、上記議論による金融負債の分類および測定への影響など)

#### (1) 負債性金融資産の分類の判定について

負債性金融資産の分類および測定は、ビジネスモデルと契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいて行われ、最初にビジネスモデルの要件を検討し、次に契約上のキャッシュ・フロー特性の要件を検討することになります。

##### ・ビジネスモデル要件

- ① 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とするビジネスモデルに基づいて資産を保有する。
- ② 契約上のキャッシュ・フローの回収および売却の両方を目的とするビジネスモデルに基づいて資産を保有する。

##### ・契約上のキャッシュ・フロー特性の要件

金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息(時間価値および信用リスクを反映した対価)の支払いのみからなるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

ビジネスモデル要件の①に該当し、かつ、キャッシュ・フロー特性を満たした場合に、償却原価測定に分類されます。この場合、償却原価に基づいて測定され、実効金利(将来キャッシュ・フローを取得原価に割引く率)に基づく利息を認識し、信用の毀損によって減損の認識が求められます。上記のビジネスモデル要件の②に該当し、かつ、キャッシュ・フロー特性を満たした場合に、その他の包括利益を通じた公正価値測定(FVOCI)に分類されます。この分類は、今回の再審議で新たに追加されたものです。この分類に区分された負債性金融資産は、公正価値で測定され、公正価値と償却原価の差額がその他の包括利益に計上され、売却された場合にはその他の包括利益から純損益へ振替処理(リサイクル)が行われます。また、実効金利に基づいて利息が認識され、信用の毀損によって減損の認識が求められます。さらに、償却原価測定とFVOCIに分類された負債性金融資産は、会計上のミスマッチがある場合に、当初認識時に、一定の条件のもとで、純損益を通じた公正価値で測定する金融資産に指定することができます。この指定は、事後において取り消すことはできません。これに対して、上記のビジネスモデルのいずれにも該当しない場合、またはキャッシュ・フロー特性を満たさない場合、純損益を通じた公正価値測定(FVPL)に分類されます。

上記のビジネスモデル要件と契約上のキャッシュ・フロー特性の要件に従った金融資産の分類および測定をまとめたものが、図表1-1となります。また、各分類に対する会計処理をまとめたものが、図表1-2となります。

図表1-1 ビジネスモデルと契約上のキャッシュ・フロー特性による分類及び測定

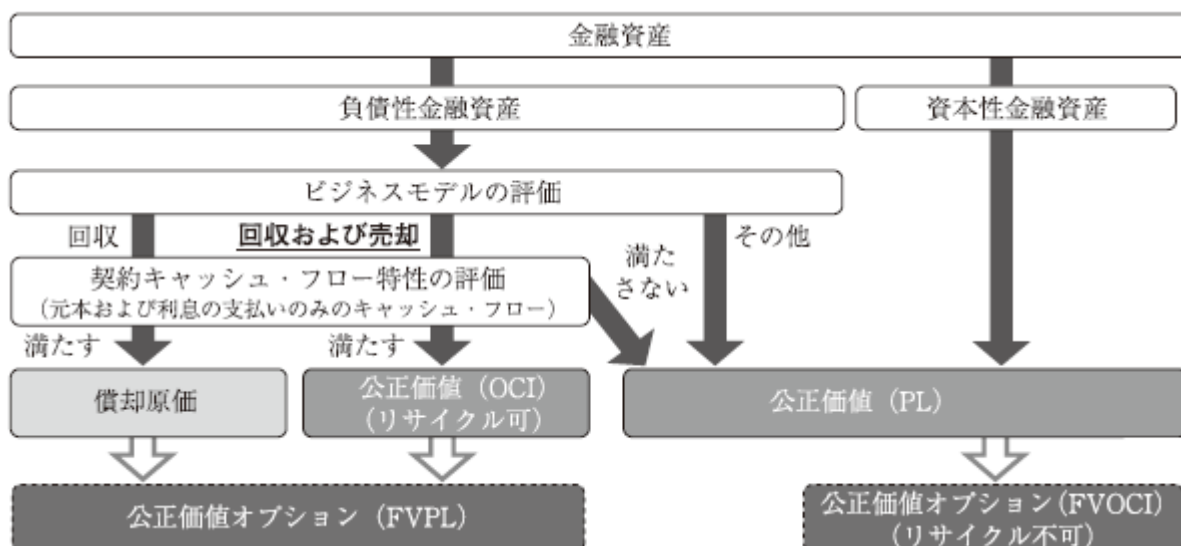
ビジネスモデル	事業活動	契約CF特性	
		元本と金利のみのCFでない	元本と金利のみのCF
契約CFを回収することを目的として保有	融資活動 消費者金融活動	FVPL	償却原価
契約CFの回収および売却の両方を目的として保有	投資活動		追加 FVOCI
上記以外の目的で保有(残余分類)	売却目的保有 トレーディング活動		FVPL

図表1-2 金融資産の各分類に対する会計処理

分類および測定	会計処理
償却原価	実効金利法に基づく利息の認識 減損の判定が必要
追加 FVOCI	実効金利法に基づく利息の認識 減損の判定が必要 評価差額はOCIに認識
FVPL	評価差額は純損益に認識 減損の判定は不要

図表2は、仮決定に基づいて予定されるすべての金融資産の分類測定の判定フローチャートです。

図表2 金融資産の分類測定の判定フローチャート

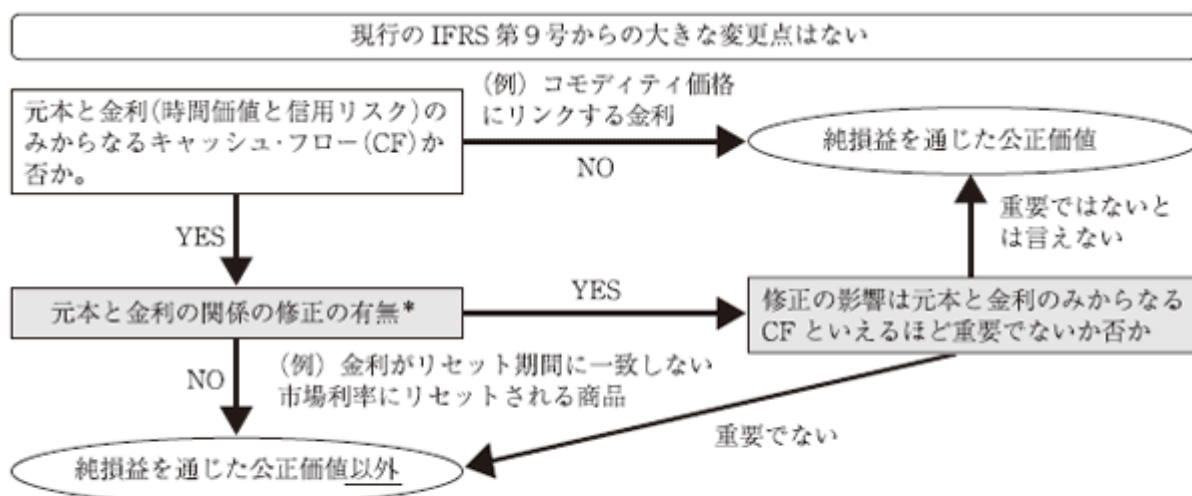


なお、資本性金融資産については、今回の再審議の対象となっておらず、FVPL 測定となりますが、例外として、当初認識時にその他の包括利益を通じた公正価値測定 (FVOCI) に指定をすることができます。この指定は、事後において取り消すことはできません。

## (2) 契約上のキャッシュ・フロー特性の要件について

契約上のキャッシュ・フロー特性については、IFRS 第9号の考え方に一部修正をしたアプローチを採用することを仮決定しています。具体的には、まず、元本と金利 (時間価値と信用リスクを反映した対価) 以外の要素が金融資産に含まれているか否かを検討し、含まれていれば FVPL に分類されます (図表3参照)。

図表3 契約上のキャッシュ・フロー特性の検討フロー



\*元本と金利(時間価値と信用リスク)の関係の修正をもたらす条項が含まれている場合、元本と金利のみからなるベンチマーク商品と比較し、差が重要ではないとはいえない場合には、純損益を通じた公正価値で評価される。

次に、契約上のキャッシュ・フローが、元本と金利から構成される場合、それらの関係が修正されるか否かを検討します。修正がない場合には、純損益を通じた公正価値測定以外の分類となり、修正が認められれば、元本と金利のみからなるキャッシュ・フローといえるほど、その影響が重要でないか否かをベンチマーク商品と比較することで、検討します。

ベンチマーク商品とは、評価対象の条件(金利指標、更改日など)を除き、同等の信用力と同様の契約条件を有する商品です。影響が重要ではないとはいえない場合には、FVPLに分類され、影響が重要でなければ、FVPL以外の測定に分類されます。現行のIFRS第9号からの変更点は、元本と金利の関係の修正の有無についての検討が明示された点であり、適用するにあたっての実務上の課題の克服を図ろうとしています。

### (3) 組込デリバティブの区分処理

複合金融商品についての組込デリバティブの区分処理については、現行のIFRS第9号の処理を踏襲しています。すなわち、金融資産については組込デリバティブの区分処理を認めず複合金融資産全体について測定対象とし、一方、複合金融負債については、主契約と組込デリバティブが密接な関係にあるか否かを判断基準として、複合金融負債の組込デリバティブの区分処理の要否を検討することになります。

### (4) 再分類の日付、再分類の会計処理および開示

現行のIFRS第9号の分類と測定では、極めて稀な状況であるとされますが、ビジネスモデルが変更された場合に分類の再変更が必要とされ、ビジネスモデルの変更がなされた後の次の報告期間の期首に再分類の会計処理が行われます。FVOCIの分類が追加されましたが、FVOCIへの再分類またはFVOCIからの再分類についても同様に処理されることが仮決定されています。また、再分類に伴う会計処理は、図表4の通り仮決定されています。

図表4 再分類に伴う会計処理

		再分類後の測定		
		償却原価	FVOCI	FVPL
当初の分類	償却原価	—	再分類日の公正価値で測定される。再分類前の簿価と当該公正価値の差額は、その他の包括利益に認識される。当初の実効金利に基づいて償却原価測定が継続され、その後の公正価値と簿価(償却原価)との差額は、その他の包括利益に認識される。	再分類日の公正価値で測定される。再分類前の簿価と当該公正価値の差額は、純損益に認識される。
	FVOCI	その他の包括利益に記録されている評価差額は、相当する公正価値部分と相殺される。償却原価測定は継続される。	—	再分類後も継続して公正価値で測定される。再分類日にその他の包括利益に認識されている評価差額を純損益に振替える。
	FVPL	再分類日の公正価値が新しい簿価となる。新しい簿価に基づいた実効金利により償却原価測定される。	再分類後も継続して公正価値で測定される。再分類後の公正価値の変化はその他の包括利益に認識される。新しい簿価に基づいた実効金利により償却原価測定される。	—

IFRS 第7号に基づき、FVPL から償却原価への再分類に関する開示が図表5の通り求められています。FVOCI の分類が追加されたことに伴い、FVOCI から償却原価への再分類および FVPL から FVOCI への再分類についても、FVPL から償却原価への再分類と同様な開示が求められることが仮決定されています(図表5参照)。なお、このほか、再分類に伴って、IAS 第1号に基づいて開示される項目(IAS 第1号 82 項(aa)等)もあります。

図表5 再分類に伴う開示

再分類後の測定	
---------	--

		償却原価	FVOCI	FVPL
当初の分類	償却原価	—	IFRS 第7号に関する開示要請なし。	IFRS 第7号に関する開示要請なし。
	FVOCI	報告期間末日の公正価値、および、もし、再分類されていなければ OCI に認識されていたであろう公正価値の評価損益。	—	IFRS 第7号に関する開示要請なし。
	FVPL	再分類日の実効金利および認識された利息 (IFRS 第7号 12C 項) 報告期間末日の公正価値、および、もし、再分類されていなければ純損益に認識されていたであろう公正価値の評価損益。(IFRS 第7号 12D 項)	再分類日の実効金利および認識された利息 報告期間末日の公正価値、および、もし、再分類されていなければ純損益に認識されていたであろう公正価値の評価損益。	—

### Ⅲ. まとめと今後の動向

今回の金融資産と金融負債の分類および測定に関する一部の項目についての再審議によって、FVOCI の分類が追加されるとともに、キャッシュ・フロー特性の要件について、一定の修正がなされるなど、IFRS 第9号の修正が予定されています。流動性管理やデュレーション管理の一環で一定の売却等が予定されているポートフォリオに対して、一般に、現行の IFRS 第9号では FVPL が要請され純損益の変動性が生じていましたが、FVOCI の測定によってその公正価値の変動はその他の包括利益に計上される可能性があります。また、契約上のキャッシュ・フローが、元本と金利から構成される場合、それらの関係が修正されるか否かを検討するプロセスが明らかにされたことから、金融商品のキャッシュ・フロー特性がより実質的に判断できるようになったと考えられます。

今後、再審議の結果を受けて公開草案が 2012 年第4四半期に公表される予定であり、この再審議の状況を踏まえて、適用上の問題がないかを十分に検討し、明確化等すべき事項がある場合には、適切にコメントレターの提出や円卓会議等を通じて議論に参加していくことが非常に有益と考えられます。

なお、上記の審議内容は、暫定的な審議の経緯を説明したもので、今後、審議を積み重ねることにより変更される可能性もある旨、ご了承ください。